

小牧市優良工事公表要領

〔平成26年7月1日〕
〔26小契第91号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事(以下「工事」という。)について、建設業者の技術及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、工事成績が優良な工事を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(優良工事)

第2条 この要領において「優良工事」とは、市内に本店、支店又は営業所等がある建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。)で、次条の工事の種別ごとに、小牧市建設工事成績評定要領(平成20年1月16日19小総第852号。以下「評定要領」という。)に規定する評定点が上位3位のものをいう。

(対象工事)

第3条 公表の対象となる工事の種類は、土木一式工事及び建築一式工事とする。

(公表の方法等)

第4条 優良工事の公表は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 公表する事項は、評定点、工事名、工事場所、路線名、契約金額及び工事請負者名とする。

(公表期間)

第5条 優良工事の公表の期間は、次の公表をするまでの期間とする。

(欠格事項)

第6条 市長は、優良工事の請負者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該優良工事の公表をしないこととし、既に公表している場合は、直ちに第4条第1項の掲載を削除するものとする。

(1)小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成11年3月4日11小総第47号)に基づく指名停止の措置を受けた

とき。

(2)その他優良工事の請負者とするにふさわしくない行為があったとき。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。